



質疑応答

2011年3月17日

USCIS

では最近の災害で影響を受けた日本人への移民援助があることを呼びかける

はじめに

最近の地震と津波を考慮して、米国市民権移民局（USCIS）では、日本国民が一定の米国移民援助を要求に応じて利用できることをお知らせします。

USCIS

では、天災によって個人が合法的な移民ステータスを確立または維持できない影響を受けることがあることを理解しています。次の質疑応答では、日本国民が利用できる一時的な救済措置を取り上げています。

質疑応答

Q1. 私はビザ免除プログラム（VWP）で米国に入国した日本人ですが、私のオプションは何ですか？

A1. VWP で入国した個人の滞在を延長する米国法の条項はありません。しかし、VWP で入国し、日本での最近の災害のために帰国できない場合、納得できる出発日をリクエストすることはできます。許可された場合は、あなたの許可された滞在から米国を出国するまで処罰なしに最高 30

日間が与えられます。空港にいる場合は、空港の米国税関国境保護局にご連絡ください。その他の人は、[USCIS の地元の出張所](#)に行ってください。

Q2. 私は日本人ですが、今回の災害のために今日本に帰ることができません。パスポートに非移民ビザがあります（VWP

での入国ではありません）。米国での滞在期限は切れているまたは切れかかっています。どのようなオプションがありますか？米国滞在中に仕事をすることはできますか？

A2. あなたの特定の非移民カテゴリの既存の基準をまだ満足している場合は、非移民ビザのステータスを変更または延長するリクエストを申請できます。例：

- **B-1 または B-2**
ビザをお持ちの場合、災害に続く事件のために現在日本には帰れないということで、6 ヶ月の延長を申請することができます。しかし、米国で働くまたは学校に在籍することはできません。
- 非移民ステータスをこれ以上延長できない場合、USCIS ではあなたのステータスを **B-1** または **B-2** に変更するリクエストを考慮します。

通常、延長の申請は許可されている滞在期限が切れる前に提出されなければなりません。しかし、USCIS

では、あなたの滞在期限が切れてしまっている場合でも、ステータスの変更または滞在の延長の申請を受理することもあります。

あなたの非移民ステータスの変更または延長をするには、以下を提出してください。

- [Form I-539, Application To Extend/Change Nonimmigrant Status \(非移民ステータスの延長/変更の申請書\)](#)、
- 申請料 \$290 (この申請料の免除はありません)、および
- 2011年3月11日に始まった事件のために、入国の許可された期限前に日本に帰国できないことを裏付ける証拠。

2011年3月11日にあなたが合法的な非移民ステータスであった場合、2011年5月11日まで申請の遅れが免除されます。2011年5月11日以降の、遅延申請の適格性は個別に断定されます。

Q3. 私は日本人で、米国への一時的な臨時入国許可証が付与されています。しかし、この災害のために日本に帰国できず、臨時入国許可証の期限が切れてしまったか切れかかっています。どのようなオプションがありますか？米国滞在中に仕事をすることはできますか？

A3. あなたが日本国籍を持ち、既に USCIS

から米国への臨時入国許可証を付与されている場合は、お近くの USCIS

出張所で [InfoPass](#) の予約をして臨時入国許可証の延長 (再臨時入国許可証) を申請することができます。延長の期間は USCIS 地区ディレクターの裁量に任されていますが、通常は 6

ヵ月です。再臨時入国許可証を得るには、現在のまたは最後に付与された臨時入国許可証の期限前に日本に帰国することができなかつた、または現在帰国できないことを実証する必要があります。また、2011年3月11日～2011年5月11

日の間の期限を示す、本物の期限切れまたは期限の切れていない Form I-94

を提示する必要もあります。付与されている臨時入国許可証の期間が 2011年3月11

日に有効であった場合は、2011年5月11日まで申請の遅延が免除されます。2011年5月11

日以降の、遅延申請の適格性は個別に断定されます。

臨時入国許可証が延長されたら、Form I-765, Application for Employment

Authorization (就労許可申請書) を提出して就労許可を申請することができます。申請方法については、Form I-765 の提出説明書を参照してください。

Q4. 私は日本人で、米国外を旅行するために一時渡航許可証を付与されています。この災害のために日本から米国に戻ることができず、許可期限が切れているまたは切れかかっています。どのようなオプションがありますか？

A4. USCIS では現在米国外に住んでいる日本人に、2011年5月11

日まで自動的に一時渡航許可証の延長を付与しています。入国港では自動延長 Form I-

512, Authorization for Parole of Aliens into the United

States (米国への外国人の臨時入国許可) を受け入れるように指示されています。影響を受けた個人は、空港に追加書類を持ってくる必要はありません。

Q5. 私は日本人で、F-1

ビザの学生で現在米国の学校に在籍しています。この災害のため、もう教育費を賄うことができません。どのようなオプションがありますか？米国滞在中に仕事をすることはできますか？

A5. 日本にいる家族が学費を援助している場合、あなたは深刻な経済的苦難に基づいて就労許可の対象となるかもしれません。法規 8 CFR 214.2(f)(9)(II)(C) および (D) に従って、F-1

学生は、自分のサポート源の財政状態の変化などのような不測の不可抗力の状態による深刻な経済的苦難に基づいてキャンパス外での就労許可をリクエストすることができます。日本における最近の天災のために、あなたの家族が米国にいるあなたの勉学の財政的支援が難しくなっている場合、深刻な経済的苦難に基づいて就労許可を申請することができます。この許可を得るには、以下を証明しなければなりません。

- 少なくとも1学年度の間 F-1 の学生であること。
- 学業成績がよく完全な履修単位数を取っていること。および
- 深刻な経済的苦難を避けるために就労が必要なこと。

あなたの指名学校関係者（DSO）からの推薦状を取得する必要があります。深刻な経済的苦難に基づく就労許可を受けるべきだと DSO が同意する場合、この DSO はあなたの Form I-20 に反映される推薦状と一緒に SEVIS をアップデートします。DSO はあなたの新しい I-20 に署名し日付を記入する必要があります。この推薦状を取得したら、Form I-765、Application for Employment

Authorization（就労許可の申請書）の提出説明に従って、このフォームに正しく承認された Form I-20 を添えて提出しなければなりません。Form I-765 の申請料は \$380 ですが、支払能力がないという理由でこの料金の免除を申請できます。料金免除リクエストの提出方法については、www.uscis.gov/feewaiverをご覧ください。

Q6. 私は日本人で、自分のケースが USCIS

で審理中です。最近の日本での災害のために、自分のケースの迅速な承認が必要です。どのようなオプションがありますか？

A6. 迅速な救済の必要性をかんがみて、USCIS

では特定の申請書や請願書の迅速な承認を行います。セキュリティチェックのための基準要件は迅速承認制度でも依然として有効です。

米国市民または合法永住者が Form I-130、Petition for Alien

Relative（外国人親戚への請願書）の迅速な処理をリクエストする場合、このようなケースはビザの数がすぐにある場合は承認されます。

米国における給付金申請が審理中で、緊急の理由ですぐに旅行しなければならない日本人は、米国に戻ってくるために臨時入国許可証を申請する必要があります。緊急に旅行をする必要がある通知を USCIS が受け取った場合、USCIS では Form I-131、Application for Travel Document（旅行書類の申請書）の処理を迅速に行います。

Q7. 移民救済援助についての詳細はどこにありますか？

A7. USCIS の人道支援計画の詳細につきましては、www.uscis.govにアクセスするかまたはナショナル カスタマ サービス センターまでお電話 1-800-375-5283 でお問い合わせください。